

Title	フランシス・ホーナーの通貨論
Author(s)	奥田, 聰
Editor(s)	
Citation	大阪府立大學經濟研究. 1990, 35(3), p.21-42
Issue Date	1990-06-29
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10466/1313">http://hdl.handle.net/10466/1313</a>
Rights	

# フランシス・ホーナーの通貨論

奥 田 聰

## §1 はじめに

フランシス・ホーナー (Francis Horner: 1778-1817) は、一方では、『エディンバラ・レヴュー』 (The Edinburgh Review) 創刊の主導的人物として、また他方では、銀行制限期 (1797-1821) の地金論争において、その初期には『エディンバラ・レヴュー』を通じて、またその最盛期には議会で「地金委員会」の開催を動議し、その主要メンバーとして、その報告書である、通称『地金報告』<sup>(1)</sup>を起草し、それに基づく決議案を提出した人物として知られている。

『エディンバラ・レヴュー』に対するホーナーの貢献については、フェッター、クライヴ等の諸研究があるが、地金論争との係わりという側面に関しては、地金論争を扱う中で断片的に言及されているに過ぎず、ホーナー自身の通貨論がいかなるものであったのかという点は十分に明らかにされているとは言えない。これを明らかにするのが、本稿の課題である。

本論に入る前に以下本節で、地金論争との関係での、これまでのホーナー研究を概括すると共に、本稿での対象に触れておく。

この側面でホーナーを復位させたのは、フェッターであろう。<sup>(2)</sup> 彼は、ホーナーの貨幣問題についての広範な研究とリカードウの登場以前に通貨問題を書いている事実という二つの根拠から、1810年2月1日のホーナーの「地金委員会」開催の動議とホーナーの通貨論の理解とがリカードウの圧力や影響によるものではないとして、従来のリカードウ影響説に対して、ホーナーの独自性を主張する。また彼は、『地金報告』やホーナーの決議案に党派色はなく、ホーナーの理論に同意していたソーントン (H. Thornton) も2年後の正貨支払再開勧告については承認しなかったことを明らかにした。<sup>(3)</sup> さらに彼は、ホーナーは未だ議員ではなかったが、1804年の「アイルランド通貨委員会」に密接に関係していたとする。<sup>(4)</sup>

このようなフェッターの諸研究により、ホーナーの活動や意識等が明確になったが、フェッターは、ホーナー自身の通貨論の具体的な内容を明確にしているとはいえない。

フェッターに対し、ホーナーの経済論文集に議会演説を収録しなかったことを遺憾とする田中は、『地金報告』の形成とそれを巡る議会討論の検討を通じ、ホーナーの見解を分析し、ホーナーが2年後の正貨支払再開勧告をしたのは、イギリンド銀行の金準備が低水準にある事実を知らなかったことによると推測し、また、ホーナーは通貨の不信用の存在を憂いたからこそ再開勧告をした、と推定する。<sup>(5)</sup>

さらに、近年フォンタナは、『エディンバラ・レビュー』を中心とした研究の中で、「フランシス・ホーナーの初期著作」と「『地金報告』」という形で、まとまったホーナー研究を提示するが、その経済学については「ホーナーの考察は断片的過ぎて、再構築できない」とし、また、地金論争に関する記述においても、上述のフェッターや田中による研究を踏まえたものとは言い難い。<sup>(6)</sup>

以上のような地金論争に係わるホーナー研究を踏まえ、ホーナーの通貨論の特徴とその変遷という問題を具体的に明示するのが、本稿の目的である。

本稿では、『エディンバラ・レビュー』における、ソーントンの『紙券信用論』(Thornton [27])とキングの『銀行制限の考察』(King [17])に対する書評論文（それぞれ以下、「ソーントン評」、「キング評」と略記する。なおこれに対する言及は、Horner [14] 179/34/326 というように、『エディンバラ・レビュー』のページ数/Fetter [9] のページ数/邦訳のページ数([14]のみ)の順で記す）、1810年2月1日の「地金委員会」開催の動議の演説と1811年5月6日のホーナーの16箇条の決議案提出に伴う演説(Great Britain Parliament [11])。これに対する言及は、P.D. XV, 269. のようにローマ数字で巻数を、アラビア数字でページ数を表す)を主な対象とする。

以下、それぞれの特徴を簡単に記しておく。まず「ソーントン評」は『紙券信用論』を「体系的形式に要約」し、その「素早い普及」を導いたものとされ、『紙券信用論』の名と共にホーナーの論文の中で言及されることが最も多いものであろう。しかし、ホーナー自身も記しているように、「目的は、もとの著作

の不規則な資料を有効な配置に型取ること」<sup>(10)</sup>であり、『紙券信用論』の性格上、銀行制限法の影響についての分析もホーナーの独自の見解も少ない。これに対し、「キング評」も基本的に要約ではあるが、銀行制限法の影響の分析を前面に出し、また、付隨的問題としながらもキングに対する批判を明示し、ホーナー自身の見解が明確に現れている。1810年2月1日の演説は、地金委員会の開催を動議したものとして有名であるが、同時にリカードウの批判を招くという経緯があり、この時点でのホーナーの見解として重要である。1811年5月6日の演説は、ホーナー自身の決議案の提出に伴うものであり、3時間にも及ぶものとされている。ホーナーの基本的立場に変化はないが、制限法の影響の分析や制限法批判の立論の仕方に変化があり、また、2年後の正貨支払再開という勧告の根拠を知る上でも重要である。

以下各節、テーマ別に、§2ではホーナーの通貨論の基本的立場としての通貨制度論を、§3では、制限法の影響の分析である金価格論と外国為替論を、§4では政策論としての正貨支払再開勧告の真意を究明していく。そして、§5で総括する。

- 
- (1) Great Britain Parliament[12]. 通称 “Bullion Report”。以下本文では『地金報告』と略記する。これはホーナー、ハスキッソン (W.Huskisson), ソーントンによる合作であることは、1810年6月26日のマリ (J.A.Murray) 宛の手紙のホーナー自身の記述により、知られている (Horner[16], vol. II, p. 47)。
  - (2) ハイエクは1937年に、ホーナーの『エディンバラ・レビュー』の論文の再版を期待している (Introduction to Thornton[27] p. 51)。これを成し遂げたのがフェッターである (Fetter[9])。
  - (3) Fetter[4] pp. 656-60, [6] p. 118, & [9] p. 18.
  - (4) Fetter[8] p. 30.
  - (5) 田中[25] pp. 136. この演説の研究は田中[26]に、再録されているが、初出は1954年である。
  - (6) 田中[26] pp. 193-200. また、田中は、ホーナーの経済学がスマスのそれに近いというフェッターの見解に対して、リカードウ経済学の開眼に対する架橋的地位を示唆するという興味深いコメントを付している (田中[25] p. 137)。
  - (7) Fontana[10] p. 59. Also see, *ibid.*, pp. 48-59 & 118-25.
  - (8) 本書はアイルランド通貨論争の口火を切るものとされる (cf. Fetter[7] pp. 37-38)。ホーナーの書評は、初版に対するものであるが、本稿では第2版をテキストとする。以下初版を『考察』、第2版を『影響』と略記する。

- (9) Hayek's Introduction to Thoronton[27] pp. 47 & 51.  
 (10) Horner[16], vol. I, p. 203. 1802年9月30日付けの日誌。

## §2 通貨制度論

ホーナーが貨幣論に关心を寄せたのは、スペキュレイティヴ・ソサエティーのための論題に「貨幣の流通」を選んだ1800年であり、<sup>(1)</sup>「ソーントン評」執筆の2年前である。しかしこのときは、「貨幣流通は非常に難しい問題で、スミスや他の著者の書いていることは論争の余地があると判ったので、このような短期間にそれに関する論文を書くのは不可能である」として、この論題での執筆を放棄してしまう。<sup>(2)</sup>したがって、この時点での見解は不明であり、具体的な通貨に関する見解は、「ソーントン評」において初めて現れる。

本節では「ソーントン評」以後変わらない、通貨論の基礎としてのホーナーの通貨制度論を見ていくことにする。

ホーナーが支持する通貨制度は、以下に示すように基本的には、正貨への一覧払が保証されている紙券信用に基礎を置く制度であり、ホーナーは健全な金本位制支持者といえよう。

「ソーントン評」においては、正面切って論じられてはいないが、ホーナーは「遅延と損失なき紙券の鋳貨への交換可能性は、紙券の信用の維持と……紙券価値の保持という二つの点で不可欠である」とし、また「金貨は、紙幣価値が規制される標準であり、また、両者の均一性を保持するためには、国内に地金のかなりの基金と紙券の完全な鋳貨へのある程度の交換とがあるべきである」とのソーントンの見解を紹介し、「この原理はそれ自体とても重要」なので、ソーントンがより完全に説明していない、と批判する(Horner [14] 177/32-33/323)。また一方で、ボイドが一覧払の銀行券を流通媒介物の構成要素と認めないのでに対し、それを含めるソーントンの見解は、「この問題についての正しい見解により一致している」とし、一覧払の銀行券の意義を承認する(ibid., 176/31/321)。

このホーナーの通貨制度に関する見解は、「キング評」においてより明確に現れる。ホーナーは、「銀行券の不変かつ即座の交換可能性が、あらゆる健全な通貨制度の必要不可欠な条件とされるのは、紙券を適切な限界内に制限する

という、金銀の作用に由来」し、これを貨幣論の一原理と規定しつつ、誤った両極の原理の出現を貨幣論の専門家でさえ不完全にしか、この原理を理解していないといふ欠陥のせいにする (Horner[15] 405/79-80. 強調は筆者)。その上で、紙券反対論・鑄貨不要論という両極論批判を展開する。

ホーナーは、一方の極である旧態依然とした紙券反対論に対しても、「最も無知」と一笑に付し、もう一方の極として、大商業都市における鑄貨不要論と制限法の永久化を望む声とを挙げた上で、鑄貨不要論について、「政治経済学についての無知」を示すばかりでなく、「実際的傾向においてはより一層致命的」であり、また、「全く新しい理論」ではないとして、バークリー (Berkeley) に言及し、批判を展開する。それは、「彼<バークリー>は、媒介物として金属が採用されてしまうと、あらゆる流通は信用の流通のようなものであり、また、野蛮から的人類の進歩のうちに、鑄造された金属が物々交換に取って代わったように、改良の一層進んだ段階では、紙券の媒介物が鑄貨に取って代わるべきである、と考えていたようである。もし、それ自体に内在価値を持たず、かつ、内在価値のある商品に直接交換可能でもない流通媒介物により、国内商業の事業を単に因習的なものとして遂行することが、抽象的に一体実行可能であると主張されうるのか否か、」といふことが唯一の問題であるならば、この問題を肯定すべきである。この可能性は、わが国において行われてきた実験により十分に証明されているし、この可能性を疑う先駆的理由は全く存在しない。しかし、実質的で重要な問題は、全く別の問題である。便宜という動機により、またその作用についての十分な考察の後に、この実行可能な計画は、実際に実行されるようなものとどれ程離れて勧告されるのか。既に説明した原理に基づき、これについては、遠くはない、と宣言するのには少なからず躊躇する。完全な通貨制度は正貨と紙券の双方から構成されねばならない」。*(ibid., 405-06/79-81. 強調は筆者)*<sup>(3)</sup>、といふものである。この両極批判という形での制限法施行前の従来の通貨制度への支持は、1811年5月6日の演説においても主張されており (cf. P. D. X IX, 800)，ホーナー独自の立論であろう。ここで注意しておくべきことは、ホーナーが不換紙幣制度の安定的存立の可能性を否定しているのではない、といふ点である。すなわち、無限定に、不換紙制度ならば、必ずやその価値の低下を招く、などとは主張していないことである。

以上は、ホーナーの通貨制度論の基礎としての交換性の必要性であるが、発券については、これ以外に特別な規制を求めていない。ホーナーはキング同様、イングランド銀行券との交換性に基づいて地方銀行券を擁護し（Horner [15] 404-05/78-79<sup>(4)</sup>），また、キングがスマスと共に小額紙幣の発券禁止に対して好意的であるとし、これに対し、「商業自由の原理」に依拠し、その例外を承認する場合には、より強い根拠が必要である、と批判している（*ibid.*, 418/92<sup>(5)</sup>）。

このように、ホーナーの支持する通貨制度は、基本的には制限法施行以前の制度であるが、その際、銀行券が依って立つ基礎は、一定で即座の正貨への交換性である。

- (1) Horner[16], vol. I, p. 109. 1800年3月26日付けの日誌。なお、スペキュレイティヴ・ソサエティーとは、エディンバラ大学の学生により1764年に設立された会（cf Clive[3] p. 22）。
- (2) Horner[16], vol. I, p. 109. 1800年4月8日付けの日誌。また，Fetter[9] (p. 5) も参照。
- (3) Berkeley[2]，第3部，質問10, 86, 89, 100を参照。ここに示されている、物々交換→鑄貨→紙券という発展論は質問100。ホーナーは、通し番号で注記しているが、邦訳に従った。なお、キング『影響』では、紙券の効用を説くことはあるが、ホーナーのような両極論批判もないし、バーカリへの言及もない。
- (4) Cf. King[17] pp. 94-100. キングは地方銀行の倒産が過剰の自然で唯一の救済策とまで主張する（*ibid.*, p. 96）。
- (5) Cf. King[17] p. 7. & Smith[24] p. 307 (邦訳書, 中巻, pp. 402-03). なお、制度論というより、その歴史的分析に属するが、ホーナーは、1810年11月29日付けのマリ宛の手紙で、「未だに明確な見解を抱く程には十分に考察していない」と留保しつつ、「正貨の一定部分が紙券と共に流通するという実際の交換を伴わない、あらゆる紙券の正貨への交換可能性だけでは、紙券の永続的価値を保証するには十分ではない、と思います。アメリカ諸州では一般の流通には紙券以外はありません。紙券は法により完全に正貨に交換可能ですが、鑄貨はあったとしてもほんのわずかです。私は、そこでは紙券は過剰であり、また、その相対的価値は、正貨との交換が常に行なわれている場合よりも低いと思います」(Horner[16], vol. II, p. 63) と、法的な形式的な交換性だけでは不十分である、との見解を提示するが、実質的な交換を維持する具体的な方法は提示されてはいない。また、1811年6月の上院での、キングの借地入への回状に対する政府側の対応について、1811年6月28日付けのグレンヴィル（Lord Grenville）宛の手紙で、政府がイングランド銀行券を法貨にするという問題を検討してきたことの確信を得たと述べた後、「通貨を減価した状態のままにしているあらゆる国で観察されてきた、この一連の処置が、我が国で予想されてきた以上に早く到来してきま

した。そして、イングランド銀行券が法貨にされた後には、回復はないでしょうから、この処置に先立つ議論は明らかに最後の重要なものです」と政府の動きに警戒を寄せている (*ibid.*, vol. II, p. 93)。

### §3 制限下の分析

地金論争の焦点は、主に金価格の騰貴と外国為替相場の低下という制限下で顕著になった現象の原因についてである。<sup>(1)</sup>これについてのホーナーの見解は、必ずしも一様ではなく、微妙に変化している。本節では以下、この変化を明確にするために、時期的に区分してこれを提示していくことにする。

#### 1. 「ソーントン評」における見解

「ソーントン評」では、金価格論と外国為替相場論とが混然としている。ホーナーは、ソーントンは紙券の継続的追加がそれに相当する金に継続的に代置するというスマスの理論を承認し、またこれを正しく修正したと評価しながらも、「流通媒介物が既にほとんど専ら紙券からなる場合」にはこれは真実ではなくなる、<sup>(2)</sup>とソーントンを批判する (Horner[14]179/34/325-26)。ホーナーは、この場合には、流通における対応した減少ではなく、この直接的帰結である物価の上昇は、引き続く金の輸出によっては引き下げられず、上昇したままであり、他の商品同様に地金の価格も上昇し、紙券通貨の体系が金貨の旧い体系に次第に取って代わった国では、金の市場価格はその鑄造価格を越えるとし、ソーントンもこれを認めてはいるが、その過程に誤りがあると主張する (*ibid.*, 180-81/36/328)。

ホーナーがその証拠として引用するソーントンの理論とは、以下の通りである。紙券の増加による物価の上昇が、貿易収支を減少させ、それが為替相場の低下を引き起こす。このとき鑄貨は流通媒介物の一部であるが、地金はその一部ではないので、他の商品同様にその価値は流通媒介物と逆の動きをする。そしてこの為替相場の低下が、先の物価上昇分を償わない場合、すなわち、為替相場の低下によっても貿易収支が反転しない場合、金の鑄造価格を越える市場価格の超過をもたらす、<sup>(3)</sup>というもの (*ibid.*, 181-83/36-38/329-32)。

ホーナーは、ここでソーントンが「金が流通媒介物のごく僅かな部分をなす」(*ibid.*, 181/36/328)<sup>(4)</sup>ことを前提していると認識し、「他のすべての商品同

様」に金の価値が流通媒介物の価値と逆の動きをする、というソーントンの議論を十分な説明としてこれを肯定する (*ibid.*, 183/38/333)。その上で、ソーントンがここで財の「地金あるいは一般価格と紙券通貨の地域的価格」との区別を看過したことに誤りの源泉があり、「紙幣の増加により引き起こされるのは財の地金価格ではない。それはただ紙券あるいは通貨価格の上昇を引き起こすに過ぎず、他のあらゆる商品と同様に地金価格に同様の上昇を引き起こす」 (<sup>(5)</sup> *ibid.*, 183-84/39/332) と結論し、さらに、地金は国際的な「通貨の共通の尺度」であり、また商品の地金価格が不变であるので、この結果、貿易収支は不变だが、紙券は地金価値において低下したため、この紙券の「減価に比例して」<sup>(6)</sup>、「外見上の」為替相場は不利になるが、一方これに対し、財の地金価格の実際の騰貴が生じた場合には、地金に対する輸出需要により、金の铸造価格を越える市場価格の超過を引き起こすと主張する (*ibid.*, 184/39-40/333-34)。

ここでホーナーは、(1)実質的不換制度下の紙券の増加は、金価格の上昇率=一般物価上昇率=外国為替相場の名目的下落率、という事態を引き起こし、(2)実質的兌換制度下の紙券の増加は、物価の上昇に起因する貿易収支赤字を決済するための金需要による金価格の上昇という事態を引き起こすと主張している。ここで重要なのは、不換制・兌換制双方の下で、金の市場価格がその铸造価格を越えて騰貴する場合がある、と考えている点である。<sup>(7)</sup>

## 2. 「キング評」における見解

「ソーントン評」においては前面に出されていなかった銀行制限下の分析は、「キング評」において全面的に現れる。そこでは、実際の発券額が過剰の指標とは必ずしもならず、また、過剰の指標として铸造価格を上回る金の市場価格の騰貴と外国為替相場の低下とを挙げるが、外国為替には一定の留保を置く、という基本的な見解においては、キングの見解を踏襲し、支持している。しかし金の铸造価格を越える市場価格の超過に関するホーナーの見解は、キングのそれとは若干異なる。

ホーナーはテストとしてのこの超過について、「地金の铸造価格を越えるその市場価格の一時的超過は、通貨の状態に何ら特別なことが無くとも、金鉱からの地金供給の不足や国内や海外からの莫大な地金需要や、とりわけ不利な貿易差額と呼ばれるものにより生じうる。こうした諸事情が短期的にしばしば

引き起こす高い市場価格は、仮に外国の戦争の費用と対外援助の送金とが、もっとも必要な生産物の不足により悪化した場合には、一層増加し、かつ、継続するであろう」(Horner[15] 409-10/83-84. 強調は筆者)として、通貨の状態とは無関係に、地金に対する需給により、この超過が生じる可能性を容認している。ホーナーは、この超過の原因である通貨状態としては、金属通貨の品位低下、紙券通貨の不信用と過剰の三つの原因を挙げている (*ibid.*, 408/82) ので、この超過は、正貨が流通して、兌換が行われているときにも発生すると、理論的には認めていると解釈してよいであろう。<sup>(9)</sup>

さらにホーナーは、付隨的問題の第4として、キングの実質的な外国為替相場論を批判する。それは、キングがイングランドはアジアに銀を輸出しているので、その供給地たるスペイン・ポルトガルを含む大陸に対するイングランドの実質的な為替相場は必然的に有利になっているはずであると主張する点に向けられたものである (*ibid.*, 418-19/92-93)。ホーナーの批判を要約すれば、次のようになる。キングの主張は一見もっともらしいが、輸入の一部が常に地金から成るということは必ずしも貿易収支の黒字を意味しない。なぜなら、地金は他のあらゆる商品と同様に、その需要が変化し輸出入の項目に入るものであるから。また、英國の為替が順なのは、海外での対英國債権たる手形に対する超過需要のためであり、それは英國の輸出超過から生じた対外債権の超過から生じたものである。<sup>(10)</sup> この対外債権の超過分の決済方法は、地金の現送と支払い猶予との2通りあり、前者の場合為替は評価に戻り、後者の場合には順のままである。そして為替の状態は専ら債務残高に依存すると再説した後、全体として一定期間内で、輸出と輸入が等しければ、輸入の全部が地金でも、為替は平価であり、地金の流入と為替は無関係であると結論付ける (*ibid.*, 419-20/93-94. 強調は筆者)。

ここでのホーナーの議論は、「ソーントン評」での議論および、上記のキングの実質為替論を承認するというホーナー自身の見解に照らして、若干奇異に見える。すなわち、紙券の減価に伴う金の市場価格の騰貴により「外見上」為替が低下するのは、国際的な「通貨の共通の尺度」たる金の価格騰貴によりその「実質的」平価も外見上変化しているからであり、また、実質的為替相場に変動の余地があるのは、金の現送費の存在による、と主張する場合、金は国際

的な最終決済手段として、債務の発生原因である輸出入とは区別され、また、現送点という実質為替の変動幅を認めるということは、為替相場が現送点内にある場合には、金は現送されないとすることを認めていることに他ならないからである。

このキング批判は、第2版たる『影響』に付加された付録において、現送費と為替相場の関係を詳述する形で、キングにより反批判を受ける。<sup>(12)</sup> ホーナー自身、この「キング評」の原稿の発送を予告する1803年7月6日付けのマリ宛の手紙で、「今晚キング卿に発送しようと思っていましたが、解決困難な問題が、私の計画を阻みました。そこでは、すべてが明らかである、と当然のように思い込んでいました。あなたは論文のこの部分を容易に見付けるでしょう」と記している。<sup>(13)</sup> 「キング評」全体の内容からも、この部分だけが理解困難な点であり、この手紙は、ホーナー自身が自らのこの矛盾に執筆直後に気が付いたことを示すものといえよう。

以上が、「キング評」における、金価格と外国為替についてのホーナーの見解である。ここで注意すべきなのは、不換紙幣の「過剰」が金の市場価格の鑄造価格以上への騰貴と外国為替相場の名目的低下を引き起こし、また、実質的為替相場の変動は現送点を越えない、と主張しながらも、同時に、金価格の騰貴の原因として、金需給や貿易収支赤字などの実質的要因を認め、また、実質為替論に関しても矛盾する見解を提示している点である。

### 3. 1810年2月1日の議会演説

ホーナーは、この演説の冒頭で「地金委員会」の開催の必要性を説いた後に、この問題についての自らの見解を述べる。

そこでホーナーは、まず金価格について、「金の高価格と紙券の減価は地方銀行の数量に起因する、という見解は採用しない」(P.D., X V, 269)として、地方銀行にその原因を求める見解を明確に排除する。なぜなら、「地方銀行券が信用と通貨のわが国のシステムの不可欠な部分を形成する」(ibid., 269-70), からである。しかしながら、「現在の害悪の原因についての説明を完全に、イングランド銀行による過度の発券に求める、というも一つの結論も、…即座には採用する考えはない」と留保し、その理由を「金の鑄造価格を越える市場価格の超過は、ある程度そのような過度の発券の結果ではあるが、それと同じ超過は

他の原因に由来するし、また他の事情により増幅させられる」からとする (*ibid.*, 270)。そして、ホーナー自身の推量として、「地金の高価格は、一部は必要以上のイングランド銀行券の莫大な流通から生じ、一部はわが国の外国貿易のおかれた新たな事情から生じている。この新たな事情により、地金に対する継続的需要が、通常のような貿易差額を決済するためだけではなく、バルト諸国からの海軍用品や敵の統制と支配下にある国々からの穀物の購入というような、わが国の通商の最も重要ないくつかの部門を遂行するために、生じている。彼〈ホーナー〉は、1797年の銀行支払停止以来ほとんどずっと、金の市場価格がその鋳造価格より高いので、前者が作用していると信じている。しかしながら、わが国全体に、地金と比較しての紙券の名目的減価だけではなく、地金それ自身に対する実質的需要がある、という事情から、後者の影響にも気づいている」(*ibid.*, 270)と述べ、地金の高価格の原因として金需要を、理論的に認めていたばかりではなく、<sup>(15)</sup>事実としても認める。したがって、この段階でホーナーが想定する救済策は、イングランド銀行券の過剰発券が原因であれば、議会の手中（すなわち、正貨支払再開を示すと考えてよいであろう）にあり、金需要の場合には、ただ十分な供給だけである (*ibid.*, 270-71)。

また、外国為替の状態については、「疑いなくある程度は地金に対する需要の原因である」としながらも、同時に、「ある程度は、交易の必要と通商的交戦状態という新たなシステムにより生じた、わが国からのこのような地金の移転の結果でもある」(*ibid.*, 270)とする。この点は若干明瞭であるが、収支の赤字→為替相場の下落→地金需要増大→金価格騰貴+地金流出→為替相場の低下、という過程を考えているものと解釈できる。

以上のように、ホーナーはこの時点においても、『エディンバラ・レビュー』の書評論文においてと同様に、地金価格の騰貴の原因として、イングランド銀行券の過剰発行と共に地金需要という実質的な要因を認めている。

#### 4. 1811年5月6日の演説

金価格高騰の原因について、ホーナーはまず、『地金報告』に対する反対論は、金は明らかに欠乏しており、その価値が実質的に上昇したとするものと、国庫の不利な状態が国内における金価格の地域的騰貴を引き起こしたとするとの2種に還元されるとする。後者を全く根拠無い誤りである、とあっさりと

却下した後、ホーナーは、前者の命題は大陸における金需要の以上な増大を含意するとした上で、「金の貨幣価値はわが国では決して騰貴しえない。その実質価格は疑いなく、その供給量の増減から生じるあらゆる変動を被る。しかし、交換手段としてのその本位の価値は状況のいかなる変化の下でも決して変動しえない」し、より具体的に、「銀が本位の国では、銀の貨幣価値は決して変化しないし、また、金が本位であり続いているグレート・ブリテンでは、交換手段としての金の価値に何らかの変動が生じうるということは不可能である。それゆえ、ある国における流通媒介物の減少によって生じうる唯一の影響は、全商品を安くすることに違いない」(P.D.XIX, 807-08. 強調は筆者)とし、一般論として、本位に選ばれた財の貨幣価値は不变であることを確認する。

次いで、制限法施行以前の状態について、1795, 96, 97年には、退蔵の習慣の拡大などにより鑄貨需要が異常であったにもかかわらず、一回の例外を除いては、「この全期間中、金の市場価格には僅かな騰貴さえ起こらなかった」(*ibid.*, 808)し、また、1717年から1796年までは、金の市場価格の変動には何ら規則性もなかったし、意味あるものでもなかった」(*ibid.*, 809)と分析する。ただし留保として、金銀比価の変動による市場価格の騰貴は容認する。一方現状については、「市場でこの異常な騰貴を経験したのは金ばかりではない。銀もまた価格が著しく騰貴し、これは供給量の減少に帰せられるものではないので、わが国の流通媒介物の減価した状態以外の原因に求めることはできない」(*ibid.*, 809. 強調は筆者)と結論付ける。

外国為替相場については、まず、「外国貿易の不利な状態が、為替相場を低下させる強い傾向を持つということには即座に同意するが、この原因の影響は一定の限界内に必ず制限されるはずである」として、現送点内での変動を承認し、「このような為替の低下が金価格を騰貴させるという効果を持ちうるということを断固否定する」(*ibid.*, 811. 強調は筆者)。さらに「実質的為替の正当な低下は、正貨の輸送費により制限されねばならず、その低下がこの限界を超えるのが判れば、そのような低下は不可避的にわが国の通貨と関係する何らかの事情から生じる」(*ibid.*, 813)として、実質為替論を明確にする。

以上のように、ホーナーのこの演説での見解は、前年の2月1日以前のそれと若干異なる。

まず、金価格の原因についてであるが、第1に、以前に為替の低下を原因の一つとしていたのに対し、この演説ではこれを明確に否定しており、第2に、制限法以前（兌換制下）には、いくつかの留保条件を除いては、退蔵などにより金需要が増大しても金価格は騰貴しない、という点を論証することにより、すなわち、金価格騰貴の原因を制限法の存在に求める、という論法を探っている。

外国為替論については、基本的な変更はないが、「キング評」で提示された問題点は払拭され、実質的為替の下限が現送費により決定される、と実質為替論をより明確にしている。<sup>(16)</sup>

このよう立論の仕方は、「ソーントン評」や「キング評」において、金との交換性のない紙券だけの流通における紙券価値の安定の可能性を否定してはいなホーナーが、現状を批判するための当然の方法といえるであろう。

(1) Fetter[7] p. 28.

(2) ここでホーナーのいう修正とは、スミスが紙券の増加から直接金輸出が生じるとするのに対し、ソーントンは、国内物価の上昇が貿易収支の減少を引き起こし、その対外支払いのために金輸出が生じる、と説く点である (Horner[14] 179-90/34-35/326-27)。

(3) Cited from Thornton[27], pp. 198-200 (邦訳 pp. 208-11).

(4) ソーントンはここでは明らかに鑄貨と紙券の混合流通を想定しているし、基本的に兌換・不換を問わぬし (cf. 中村[19] p. 43), ホーナーが以下に述べる「外見上」という区別をしていない (cf. 斎藤[23] p. 245) ので、ホーナーが自分の見解に引き付けてこのように述べているといえよう。

(5) この点についてリカードは、『地金の高価格』(Ricardo[22], vol. III, pp. 51-127) の第3版で追加されたリカード自身の注で、「このことは、通貨が正貨と兌換できない紙券からだけ成り立っているときには真理であろうが、正貨が流通の若干の部分を形成しているかぎり、真理ではない」と批判するが (*ibid.*, p. 64), 上記のようにホーナーの射程は制限期の紙券だけの流通にあるので、この批判は、リカードの勇み足といえよう。また、エンジェルはこれを「ソーントンが兌換紙券と不換紙券の効果をしばしば混乱したことを最初に指摘」したものとする (Angell[1] p. 49)。

(6) このホーナーの為替論については、斎藤[23] (pp. 245-47) を参照。

(7) ただし、ホーナー自身、戦争や穀物輸入の直接の作用は、「財の実質あるいは地金価格を上昇させるが、金の鑄造価格を越える市場価格の超過を引き起こす傾向はない」としながらも、また、「穀物の輸入は貿易収支をわが国に不利にすることにより、そのような超過を引き起こす傾向は持つが、最近見られた超過はおそらく余りに大き

過ぎまた永続的過ぎるので、完全にはこのように説明できない」(Horner[14] 199/55 /355), という若干不明瞭な記述をしている。しかし、ここでも、実質的要因が金価格を騰貴させる余地を残している点は同じである。

- (8) キングの過剰のテストについては King[17] (pp. 30-51) を参照。また、キングは「外國為替相場は「過剰」のテストとしては金価格より正確さに欠けるとする (*ibid.*, p. 31)。なおホーナーは、外國為替相場の実質的変動の両限を貴金属の現送費に求める説の参考として、キングに加えて、ペティ (Petty[21], 邦訳 p. 146) に言及している (Horner[15] 410-11/85)。キング[17]には、ペティへの言及はない。
- (9) キングはこの超過の原因に関して、「鎔貨形態であることの便宜が、地金以上にこの状態の金属にある選好を付与するけれども、しかしながら、これは価値における何らかの大きな差異を生じさせるに十分な場合ではないように思える。それゆえ、すべての商業に関する著者達は金銀の市場価格を純然たる通貨や減価した通貨のもっとも正確なテストとみなすのに同意してきた」(King[17] p. 30) として正貨流通の場合には、形態の差に基づく選好により、その差が生じるにすぎないとしている。
- (10) Cf. King[17] pp. 55-60.
- (11) 斎藤[23]はホーナーの外國為替相場論としてこの部分に言及し、ホーナーは為替相場に対する国際収支の独自の影響を考慮していると指摘する (pp. 246-27)。しかし、問題となる後段の議論についての言及はない。
- (12) Cf. King[17] pp. 156-58.
- (13) Horner[16], vol. I, p. 222.
- (14) 地金主義者の「過剰」については、Hollander, S.[13] (p. 284) を参照。
- (15) リカードは、4日後の1810年2月5日付けのホーナー宛の手紙において、兌換制下においては、たとえ地金需要が増大してもその市場価格は鑄造価格を越えて騰貴することはない、との自説を述べ、ホーナーの演説のこの部分に批判を向ける (Ricardo[22], vol. VI, pp. 1-7)。なお、リカードの含意については、奥田[20] (pp. 71 & 85) をも参照。
- (16) ホーナーは、1810年11月29日付けのマリ宛手紙で、『地金報告』の「為替全体の低下はもともと貿易の状態により引き起こされ、過剰で減価した通貨の作用はその回復を阻む」という主張に対し、「このような主張の仕方は、原理において誤りに陥ると確信していますし、実際、まさに議論の根本と矛盾します。減価はあらゆる状況の下で、外國為替に対して、それに応じた、すなわち比例した影響を及ぼさねばなりませんし、支払収支に生じた影響とそれが組合わされたかもしれないが、独自に影響を及ぼすに違いない」と批判を展開する (Horner[16], vol. II, p. 61)。

#### §4 正貨支払再開勧告について

ホーナーは、1811年5月6日の演説の冒頭で、ホーナーが提出した決議案の理論に対して賛成する人でも、その救済策の是非については異論がある場合が

ある、という理由により、決議案を、理論を述べた最初の15条までと政策勧告である最終条項とに分離する意思を表明する (P.D.X IX, 799)。この最終条項は、制限法の終了を現行の決定的な平和条約の締結後の6か月から、2年後という明確な時期に変更する、というものである (P.D.X IX, 832, 田中[26] pp. 120-21)。これはホーナー独自のものとされているが、本節では、この時論的な政策勧告についての締一ナーナーの真意を追っていくことにする。

§2で提示したように、ホーナーは一覧払いという条件が保証されている限りにおいては、紙券信用を肯定している。したがって、それが元来はらんでいる取付という危機の存在は認める (Horner[14] 197/52/351)。

ホーナーは、「ソーントン評」においては、制限法の影響の分析を留保し、また、その存廃については明言を避けている。一方「キング評」ではその冒頭で、制限法とその影響について、当初からその不得策と不公正とに疑いは無かったが、「ボイドの手紙の時期には、その処置の時期が近過ぎたので、物価に対するその特別の影響に関する確たる見解を保証できなかった」と振り返りつつ、その後の、戦争と平和、飢饉と豊作などの変化を通じて、ある均一の影響を見て取れる (Horner[15] 403/77<sup>(1)</sup>)として、制限法の存続に対する批判を明示する。

そこでは、イングランド銀行が支払停止にあるという当時の状況を考慮したアイルランド通貨問題の一時的処置として、アイルランド銀行にイングランド銀行券への一覧払い義務を負わせる、というキングの処置に対し、「極めて簡単で、政治経済学の最も正当な原理に基づいている」と評価し、これは現状ではアイルランド銀行を「正貨支払いという旧いシステムへと導くものではない」が、「疑い無く、アイルランド銀行の理事に、銀行券の発行を抑制し、少なくともそれをイギリス通貨の標準へと引き下げる必要を課す」 (*ibid.*, 415/89-90)<sup>(2)</sup> とし、キングの政策を支持している。また、イングランド銀行制限法については、制限法は、立法府の義務の放棄であり、通貨価値の減少が直接的でなく観察されにくいのでより危険であり、また公衆と政府の利害は一致しており、公衆に有害な制度 (=制限法) は政府にはなんの利益にもならない、というキングの主張を引用し、賛辞している (*ibid.*, 415-17/90-91)<sup>(3)</sup>

以上のような制限法に対する見解は、ホーナーの通貨制度論からの当然の帰結といえる。以下では、具体的な政策勧告である2年後の再開について、ホー

ナーの見解を明らかにしていく。

ホーナーは、1811年5月6日の演説において、1797年の制限法の原因は、国内恐慌という一時的な混乱で、<sup>(4)</sup>予期せぬ状態（永続的ではなく）によるが、この処置は不必要であったので、不徳策であったとし、また、国内信用の停滞は、戦時同様、平時にもこのような原因から生じうるので、制限法の元来の原因と戦時状態とは無関係であると主張する（P.D.XIX, 827-28）。その上で、正貨支払再開の条件とその理由について、「突然ではなく、注意深く、通貨の旧システムへの将来の復帰に順応するために、十分な時間を慎重に定めるべき」とし、これに対し、「現行法によれば、制限法の中止は、決定的な平和条約の締結の6か月後」であり、「一方で無限定すぎるし、他方で、厳しすぎる」と主張する。なぜなら、「不確定な時期への廃止の延期」は、「支払再開に間に合うような必要な調整をイギリンド銀行に怠らせる」し、また、「仮に現在から6カ月以内に平和がおとづれたら、そのような短期間に、イギリンド銀行に正貨支払を命じるのは酷である」から、と（*ibid.*, 828. 強調は筆者）。

このホーナーの見解で重要なのは、制限法は戦時体制とは無関係である、という認識である。ホーナーは、戦費を根拠とする見解への反論として、まず、「戦争の長期化」とそれに伴う「莫大な対外支出の継続について考慮すべき」である、と主張する。その上で、「対外用役に対して支払われる総額の1/4近くの損失を被るという憂鬱な事実を本議会が考慮すれば、為慮すれば、為替を平価に回復させるような処置の採用の適否について私に同意するはずである」とその根拠を述べる。さらに、「このような処置の採用なくしては」、「わが国は、大陸諸国の中で以前の高くかつ強力な地位を維持し、かつ、ヨーロッパの将来の解放を期待させるのに必要な程の対外支出を維持できない」（*ibid.*, 829）と主張する。ここでホーナーは、金価格騰貴に基づく外国為替相場の平行的下落による、ポンド・スターリングの海外での購買力の低下に伴う戦費の高騰を説いている。

このように、ホーナーは、制限法が戦争とは無関係であり、また戦費調達にとり有害ですらあるという認識に立ち、自らの制度論に基づいて正貨支払いの再開を主張するのであるが、2年という期間は、イギリンド銀行の準備を考

慮しての期間であり、決して現状を無視した即時再開を説いたのではない。<sup>(5)</sup>

- 
- (1) この「ボイドの手紙」とは、Walter Boyd, *A Letter to the Right Honourable William Pitt, on the Influence of the Stoppage of Issue in Specie at the Bank of England, on the Prices of Provisions, and other Commodities*, 1801. であろう。なおこの本の出版時期は、1801年と推定されている (cf. 渡辺[28] p. 50)。
- (2) Cf. King[17] pp. 72-73. ソーントンはこの点について、アイルランド銀行がアイルランドにおいて中央銀行的性格を持たないという事実認識に基づいて、このキングにより提案された処置の有効性を疑問視する (Thornton[27] p. 319. キング評注)。なお、制限法の終了時期とその方法の決定を求めるキング (King[17] pp. 125-26) に対して、ソーントンは、侵略の恐怖による退蔵 (=取付) の危険を考慮して、この時点での正貨支払再開時期の決定は得策でないとする (Thornton[27] p. 321. キング評注)。したがって既にこの時点で、ホーナーとソーントンはこの点についての見解を異にしていたことになる。
- (3) Cited from King[17] pp. 119-23.
- (4) ホーナーは、1803年の法律がこの法律から一時的処置という性格を取り去り、永続的形を与えた、と主張する (P.D.XIX, 827)。この1803年の法律とは、制限法の期限を決定的平和条約の批准の6ヶ月後と定めた、ジョージ3世治世第44年法律第13号であろう。
- (5) この点については、ホーナー自身後の1816年5月1日の、現金支払再開の便宜とその最善の方法を調査する委員会の開催を動議する演説で、以前に即座の再開を主張したのではなく、予防的処置と安全で速やかな再開を主張したのであると、この演説に対する誤解を正すべく述べている (Horner[16], vol. II, p. 534)。事実このときは、再開の時期を特定するつもりはなく、2年という期間にさえ言及しない、と述べている (*ibid.*, p. 538)。またこの動議も、73対146で否決される (*ibid.*, p. 542)。

## §5 結 び

ここまで、ホーナーの通貨論とそれに基づく政策勧告とその根拠を提示してきたが、本節ではこれを総括すると共に、ホーナーの位置付けを再考する。

まずホーナーの通貨論をまとめれば、第1に基本となる制度論は、兌換銀行券を基礎とする金本位制であり、これは一貫しており、正貨支払再開はこの制度への復帰を意味するので、これを求める政策勧告は当然といえるし、実際、戦時体制と無関係に正貨支払再開を求めるという点でも、「キング評」以来一貫している。第2に、制限法批判の理論的根拠となる経済分析としての金価格論と外国為替相場論に関しては、早くも「ソーントン評」において、実質的変動

と名目的変動とを区別するという基本的な見解を提示している。しかし、その一方で、1810年2月1日の演説までは、金価格騰貴の原因として、為替の実質的低下や金需要などの実質的要因を理論的に容認し、1811年5月6日の時点では金価格の騰貴の原因として実質的要因を明確に否定し、また為替論も実質為替論へと純化する、という変化がある。また、このような見解に基づく制限法批判の仕方も、銀行券の兌換が保証されているならば、当時の金価格と外国為替相場の異常な現象は生じない、というものになった。しかしながら、このような変化も、「キング評」において既に不換紙幣制度が安定的に存立する可能性は認めていたホーナーに照らして考えれば、当然のものといえよう。

次にホーナーの位置付けについてであるが、これについてはホーナー自身の見解が妥当と思われる所以、それを紹介しておこう。

第1に『地金報告』については、ホーナーはその出現直後の1810年6月26日付けのマリ宛の手紙で「それ〈『地金報告』〉が取り扱う問題についての非常に古い諸原理を述べていますに過ぎませんし、それが以前にしばしば出現したときよりも不完全な形式で述べられています」が、「真の原理を無視することから生じる大いなる弊害の存在と真の原理そのものとを非常に平明で鋭い言葉で宣言するという一つの大きな長所があります」(Horner[16], vol. II, p. 47) とその概要について述べている。また §3 で注記したように、為替について理論的な矛盾があるとする。さらに、『地金報告』批判に対し、1811年5月29日付けのマリ宛の手紙で、「あたかもこじつけの作文のような論文を吟味するのは馬鹿げています」(ibid., p. 90) とまで述べている。

次に、自身の演説については、同じマリ宛の手紙の中で演説の出版の意思の有無について、「私が議会に提出した決議案の依って立つ主な根拠は、『地金報告』に含まれておりますし、実際わが国の政治学の著者ばかりでなく、わが国の政策自身の中に、古くからかつ十分に確立されています。したがって、記録すべき新しいものはありません」として、演説の出版の意思の無いことを表明するが、同時に「実際的結論に実質的に影響するほどではありませんが、貨幣の理論とその原理のあるものについての科学的説明においては、未だに、実際に不完全にしか確立されていない点があります。私はしばしばこの問題のこのような思索的部分について短い試論を書くことを考えてきました」(ibid., p.

89) と述べ、自らの演説が特に独自性は無いとの認識を示すと共に、理論的な問題は熟慮してきたことを明らかにしている。

第3に、その異同が問題になるリカードウとマルサス (T.R. Malthus) についてのホーナーの認識に触れておく。1809年の秋にリカードウがこの論争を再燃させたことは知られているが、1810年7月16日付けのジェフリー (F.Jeffrey) 宛の手紙で、「リカードウ氏とマシェット (R.Mushet) 氏を公平に評価する短い論文を書くつもりです。昨年末に彼らは公衆の注意をこのまさに重要な問題に向けました」(*ibid.*, p. 51) と『エディンバラ・レヴュー』の書評論文執筆の意思を明らかにする。しかし、ホーナーはこれを断念し、リカードウに依頼するが辞退され、<sup>(1)</sup> 結局マルサスが執筆するという経緯がある。ホーナーの1811年1月4日付けのマルサス宛の手紙から、ホーナーがマルサスの原稿を読み、助言を与えていたことが明らかにされている。<sup>(2)</sup> マルサスはリカードウを批判し、リカードウから反批判を受けるがこれに納得せず、ホーナーに不満を表明する。これに対しホーナーは、1811年4月8日付けのマルサス宛の手紙で、「あなたの反論に対するリカードウの回答は、明瞭さという点で、彼のいつものスタイルほど巧妙に書かれていません。この論争については、真理はあなたがたの間にあり、出来事を表現し叙述する的確な方法が見つかれば、あなたがた双方がそれに同意する、と私は思います」と両者に理論的な相違が無いことを示唆している。<sup>(3)</sup>

このようなホーナーの見解が、何に影響されたのかという問題は、極めて判断が難しく、本稿の域を出るものである。しかしながら、否決されるのを承知の上で、あえて2年後の正貨支払再開という勧告を決議案として議論に提出して、論争を巻き起こした姿勢の中に後のリカードウの議会での姿を見るのは、不自然であろうか。<sup>(4)</sup>

(1) Cf. Ricardo[22], vol. III, pp. 9-11.

(2) Cited in Fetter[5], p. 236.

(3) Cited in Ricardo[22], vol. III, p. 12. この論争をきっかけに、マルサスとリカードウの生涯にわたる交流が始まるが、このホーナーの認識に沿ったこの論争の具体的な解釈については、奥田[20] (pp. 77-79) を参照。

(4) ホーナーの決議案の第1条が75対151で否決されたのに対し、再開勧告の第16条は45対180で否決された (P.D.XIX, 1169)。この結果についてホーナーは、1811年5月

10日付けの父親宛の手紙で、「45名の名を勝ち取ることにより、功を奏したと満足しており、…この議論により重要な印象が議会に刻まれ、…またこの大混乱を救済するための将来の同じような企画のための基本的な仕事になるでしょう」とその感想を述べている (Horner[16], vol. II, p. 85)。『地金報告』にも2年後の正貨支払再開勧告が組み込まれているので、「『地金報告』は彼らが議会の多数派に受け入れられうると考えた見解」というフォンタナの見解 (Fontana[10] p. 119) は受け入れ難い。「つねに議会での小数意見を代表」することになるリカード (真実[18] p. 127) が、例外的に多数派になる正貨支払再開の問題で、この時期に議会で小数意見の先頭に立っていたのがホーナーである。

#### [付 記]

本稿執筆にあたり、資料収集に関し、渡辺恵一氏（京都学園大学）、渡辺邦博氏（奈良産業大学）に御尽力頂いたことに記して感謝する。また本学の経済学研究会での発表（1990年1月11日）の際、ご意見を頂いた諸先生方ならびに大学院生諸氏に謝意を記す。

#### 参考文献

- [1] Angel, J.W., *The Theory of International Prices*, 1926.
- [2] Berkeley, G., *The Querist, containing several Queries, proposed to the Consideration of the Public*. Pts. I-III, 1735-1737 (川村大膳・肥前栄一訳『問いただす人』、東京大学出版会、1971年).
- [3] Clive, J., *Scotch Reviewers ; The Edinburgh Review*, 1802-1815, 1957.
- [4] Fetter, F.W., *The Bullion Report Re-examined. Note*, *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 56, pp. 656-65, 1942, reprinted in *Papers in English Monetary History*, ed. by T.S.Ashton and R.S.Sayers, Oxford Univ. Press, 1953, pp. 66-75.
- [5] ……, *The Authorship of Economic Article in The Edinburgh Review*, 1802-47, *Journal of Political Economy*, Vol. 61, pp. 232-59, 1953.
- [6] ……, *The Politics of the Bullion Report*, *Economica*, N.S., Vol. 26, pp. 99-120, 1959.
- [7] ……, *Development of British Monetary Orthodoxy 1797-1875*, Harvard Univ. Press, 1965.
- [8] ……ed., *The Irish Pound 1797-1826*, George Allen and Unwin Ltd, 1955.
- [9] ……ed., *The Economic Writings of Francis Horner in the Edinburgh Review 1802-6*, with an Introduction, the London School of Economics and Political Science (University of London), 1957.
- [10] Fontana, B., *Rethinking the politics of commercial society : the Edinburgh Review 1802-1832*, Cambridge University Press, 1985.

- [11] Great Britain Parliament, *Parliamentary Debates*, 1st series, Vols. X V & X IX, T.C. Hansard.
- [12] Great Britain Parliament, *Report on the High Price of Bullion with Minutes of Evidence*, 1810, ed. by S.J.Butlin, Univ. of Sydney, 1951 (photographic reprint from Hansard's *Parliamentary Debates*, 1st Series, vol. X VIII.) (田中編訳[23], pp. 11-116. 所収).
- [13] Hollander, S., *The Classical Economics*, Basil Blackwell, 1987.
- [14] [Horner, F.], Thornton on the Paper Credit of Great Britain, *The Edinburgh Review*, Vol. I, No. I, Art. XX V, Oct., 1802, pp. 172-201, reprinted in Fetter[ 9 ], pp. 28-56 (渡辺佐平・杉本俊朗訳『紙券信用論』, 實業之日本社, 1948年, pp. 317-56, 所収).
- [15] [……], Lord King on the Bank Restrictions, *The Edinburgh Review*, Vol. II, No. IV, Art. X I, July, 1803, pp. 402-21, reprinted in Fetter[ 9 ], pp. 77-95.
- [16] Horner, F., *Memoirs and Correspondence of Francis Horner, M.P.*, ed. by Leonard Horner, 2 vols., London, 1843.
- [17] King, Lord(Peter), *Thoughts on the Effects of the Bank Restrictions*, the second edition enlarged, including some remarks on the coinage, London, 1804 (the 1st edition : *Thoughts on the Restriction of Payments in Specie at the Banks of England and Ireland*, London, 1803.).
- [18] 真実一男, 議員時代のリカードウ, 久保・真実・入江編著『スマス, リカードウ, マルサス』, 創元社, 所収, 1989年.
- [19] 中村広治, ソオントン「紙券信用論」研究, 大分大学『経済論集』, 第10巻第2号, pp. 22-44, 1958年.
- [20] 奥田聰, 地金論争期のリカードウ理論, 久保・真実・入江編著『スマス, リカードウ, マルサス』, 創元社, 所収, 1989年.
- [21] Petty W., *The Political Anatomy of Ireland*, 1691 (松川七郎訳『アイランドの政治的解剖』, 岩波書店, 1951年).
- [22] Ricardo, D., *The Works and Correspondence of David Ricardo*, ed. by P.Sraffa with the collaboration of M.H.Dobb, 11 vols., Cambridge Univ. Press, 1951-73 (堀経夫他訳, 『リカードウ全集』, 全10巻, 雄松堂書店, 1969-78年).
- [23] 斎藤寿彦, 外国為替相場論の生成, 渡辺佐平編著『マルクス金融論の周辺』, 法政大学出版局, 所収, 1980年.
- [24] Smith, A., *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, 1779. The Modern Library 1937 (竹内謙二訳『国富論』, 東京大学出版会, 1969年).
- [25] 田中生夫, F.W.フェター『エジンバラ評論における F.ホーナーの経済論文』1957 岡山大学『法経学会雑誌』, 第25号, pp. 127-37. 1958年.
- [26] ……編訳, 『インフレーションの古典理論』, 未来社, 1961年.

- [27] Thornton, H., *An Enquiry into the Nature and Effects of the Paper Credit of Great Britain* (1802), edited with an introduction by F.A.v.Hayek, 1939 (渡辺佐平・杉本俊朗訳『紙券信用論』, 實業之日本社, 1948年).
- [28] 渡辺佐平, 『地金論争・通貨論争の研究』, 法政大学出版局, 1984年.